



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 3. 29 Vol. 25

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月28日に開会された小委員会

地方自治に関する調査小委員会（第2回）

参考人：森田朗君
（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

質疑者

伊藤 公介君（自民）	中川 正春君（民主）
江田 康幸君（公明）	藤島 正之君（自由）
春名 真章君（共産）	横光 克彦君（社民）
渡辺 博道君（自民）	中村 哲治君（民主）
森岡 正宏君（自民）	

質疑終了後、自由討議

森田朗参考人からの意見陳述の概要

1. はじめに

・地方分権改革は、様々な社会的制度と現実の乖離に対応するための統治制度改革の一環であり、現在、世界の多くの国々でも様々な形で地方分権改革が進められている。

2. 分権改革の現状と課題

(1) これまでの分権改革

・我が国では、地方分権一括法により、機関委任事務廃止等の一定の成果があったが、財政事情の悪化等の影響もあって、財政面における分権改革は不十分なものとなった。

(2) 財政危機と分権改革の課題

・現在、国と地方は、その収収の比率が6:4であるのに対し、支出は4:6といった逆転状態にあり、また、多くの自治体で住民の税負担と受益のバランスがとれていない。このような状態の解消のためにも、補助金の整理・合理化や税源の地方への移譲が必要である。

・地方分権改革推進会議では、まず、国による過大な事務事業の見直しや制度面での環境整備から検討していく予定となっている。

3. 市町村合併

(1) 合併の必要性和合併の類型

・昨今の市町村合併論議の高まりの理由としては、(a)行政サービスを維持していくためには一定の行財政能力が必要であること、(b)市町村合併特例法に規定された合併に伴う財政的優遇措置

の期限（平成17年3月末）が迫っていること、(c)住民の生活・行動圏の拡大、(d)人口減少、高齢化、産業空洞化への対応、が挙げられる。もっとも、合併は問題解決の万能薬ではなく、各地域に応じた対応が必要である。

・合併には四つの類型がある。それは、(a)人口数十万の都市が合併し、政令指定都市等を目指す「政令指定都市指向型」、(b)大都市周辺に位置する面積小かつ人口大の市町村が合併する「大都市周辺型」、(c)一定規模の地方都市が周辺部町村と合併して規模の大きな都市を形成する「地方都市拡大型」、(d)財政的に厳しい中山間地域の小規模町村が行財政能力の強化を目指して合併する「小規模町村統合型」、であり、特に(d)型のものが今後深刻な問題を抱えることとなると予想される。

(2) 合併に伴う課題と対応

・市町村合併に関しては、21世紀の地域社会のあり方を見据えた対応が必要である。現在の政府の推進策において、ややもすると見られる一律的な合併推進や財政優遇措置の過剰な強調、「目標1,000自治体」といった数字の独り歩き等は避けるべきであり、個々の事情に応じたきめ細かい対応が必要である。

・現在の合併推進策に対しては、(a)国主導の合併は地方自治の理念に反する、(b)地方のコミュニティーを破壊する、(c)合併して広過ぎる自治体をつつ作るより複数市町村の広域連合等を形成する方がよい、等の反対論があるが、これらに対しては、(a)行政サービス維持のためには合併は全市町村に関する問題であり、国や県が調整する必要がある、(b)住民への行政サービス維持も重要であり、両者の利益のバランスを考慮した自治体のあり方を考えるべきである、(c)広域連合の方が合併よりも有用な事例は一部市町村のみに限られ、合併を否定する理由とはならない、と考える。

(3) 合併後の市町村と都道府県のあり方

・市町村合併が進んでいくと、大都市の多い県では県からの権限移譲が進み、県の役割が小さくなり、逆に小町村の多い県では、県の負担や役割が大きくなることが予想される。都道府県のあり方についても慎重な検討が必要である。

森田朗参考人に対する質疑の概要

伊藤 公介君（自民）

・昨今、国は市町村合併を積極的に推進している。

4月22日、沖縄県名護市において第4回の地方公聴会が開催されます。

しかし、ほとんどの自治体が自主財源が乏しく財政的に自立していないという状況を解決しなければ、市町村合併を進めていくことは困難であると考えが、いかがか。

- ・東京都が導入した「銀行税」(銀行に対する外形標準課税)について、先日、地方税法違反であるという判決が出たが、自治体の自主財源を確保するという見地から、東京都のように自治体による課税についての独自の取組みが大切と考えるが、いかがか。

中川正春君(民主)

- ・地方への財源移譲が進まないのは、具体的なビジョンがなかったからであり、これを示す必要があると思うが、いかがか。
- ・地方自治に関する法規や基準の策定を、国がどの程度行うべきか。
- ・市町村の合併を進めるには、自治体の不安を払拭するために、そのモデルを示すことが重要であると思うが、いかがか。
- ・市町村合併を進める際には、「住民自治」の精神が実現されるよう、コミュニティを尊重し、住民参加の機会の確保を図ることが重要であると思うが、いかがか。

江田康幸君(公明)

- ・小規模な自治体や財政状態が悪い自治体が、合併を希望しているのに取り残されるような事態が生じないように、国や都道府県が調整を図るべきだが、具体的にどのような方法によればよいか。
- ・都市部におけるのと違って、中山間地域の市町村の合併の推進には困難が多いと思うが、これを進めるにはどのような方策が考えられるか。

藤島正之君(自由)

- ・参考人は、憲法 92 条の「地方自治の本旨」について、どのように考えるか。
- ・市町村の数が 300 ぐらいになるように合併を行うことによって市町村の規模を拡大するとともに、国から地方に財源を移譲し、現在、国の補助金で行っている公共事業を地方の財源で行えるようにすべきと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、中山間地域では合併のインセンティブが働きにくいと言うが、このような地域で合併を推進する方策としてどのようなことが考えられるか。
- ・一般の地方分権一括法による機関委任事務の廃止の成果をどう評価しているか。

春名真章君(共産)

- ・大日本帝国憲法では地方自治について何ら規定を置いていなかったが、日本国憲法において地方自治の章が設けられた意義をどう考えるか。
- ・今日、地方自治の本旨の一つである「住民自治」の精神が重要と考えるが、市町村合併により市町村の規模が大きくなると、住民の政治参加の機会が減り、「住民自治」の意義が低減するおそ

れがあるのではないか。

- ・1994 年当時の第 24 次地方制度調査会では、地方分権の手段としての市町村合併には否定的な立場が示されたようにも解されるが、現在、政府が市町村合併推進の姿勢をとるに至っている経緯について、地方分権推進委員会の参与として関与されてきた立場から説明されたい。

横光克彦君(社民)

- ・地方交付税を小規模自治体に厚く交付する「段階的補正制度」を見直すことについては、財政難に苦しむ自治体の首長からは批判がなされているが、参考人はどのように考えるか。
- ・福島県の矢祭町では町議会が市町村合併反対を決議し、その後の住民投票においても大多数によりこの決議が支持されたように、民主主義の下においてはすべての市町村が同じ考えを持つ必要はないと考えるが、いかがか。

渡辺博道君(自民)

- ・自治体の適正規模について、参考人はどのように考えるか。
- ・市町村を一律に規定している現行制度には無理があると思うが、参考人はどのように考えるか。また、市町村と都道府県との役割分担については、どのように考えるか。

中村哲治君(民主)

- ・政令指定都市が都道府県と同様の権限を持つことは、都道府県や近隣の市町村にとっては問題であると感じるが、参考人はどのように考えるか。
- ・参考人は、「政令指定都市を県から独立させる考えもありうる」としているが、これでは地方を切り捨てることになりはしないのか。私は基礎自治体の上に広域的な自治体を設置し、基礎自治体相互間の人事交流を図ることによって、地方にも配慮した行政が行われるようになると考えるが、いかがか。

森岡正宏君(自民)

- ・今次の市町村合併政策は都道府県の枠内で行われているが、県境を越えるような合併があってもよいと考えるが、いかがか。
- ・明日香村のように小さくてもアイデンティティーの強い市町村にとって、他の市町村と合併するメリットはあると考えるか。
- ・憲法における地方自治の規定の仕方については、ドイツのように詳細に規定している国や、フランスのように簡潔に規定している国もある。参考人は、憲法に詳細に規定すべきと考えるか、それとも簡潔に規定して立法政策に委ねるべきと考えるか。
- ・憲法 93 条 2 項には地方公共団体の長の公選が規定されているが、アメリカのシティ・マネージャー(公選でない行政機関の最高責任者)のような制度を導入することについて、参考人はどのように考えるか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

伊藤 公介君（自民）

- 都道府県制のあり方に関して、様々な団体、有識者等から、都道府県をいくつかの州へ統合する道州制の提案がなされているが、今後、地方分権を論ずるに当たり、積極的にこのような道州制の導入を検討すべきである。

中村 哲治君（民主）

- 今後、地方分権を進める上で、人口が集中し大規模で高い能力を持つ大都市部の自治体と、それ以外の地域の自治体との軋轢が深まることが懸念される。こうした軋轢を調整していくためにも、総合的な調整機能を担う広域自治体を設置し（広域共和制）、また各自自治体間の人事交流を促進すべきである。

春名 真章君（共産）

- 道州制は理念が見えず賛成できない。現在、進められている市町村合併の理由として、地方財政の悪化が挙げられるが、そもそも、地方財政の悪化は、景気対策として財政的な裏付けのないままに地方自治体による公共事業を推し進めた国の経済政策に原因があるのであり、それを理由として市町村合併を推進することは問題である。

中川 正春君（民主）

- 地方分権の推進を地方分権推進委員会等の議論に委ね、国会が主体的に政治決断を行ってこなかったのは問題であり、今後は、国と地方の事務分配のあり方、地方への税・財源の移譲等の問題に関し、国会が積極的に政治決断を行うべきである。

永井 英慈君（民主）

- 地方政治に長年に携わった経験から、中央集権・官僚支配体制を解体し、究極の地方分権を確立するために、道州制の導入が是非とも必要であると考えます。

平井 卓也君（自民）

- 政府が進める電子政府構想等のネットワーク化が進展すれば、単なる行政手続の電子化を超えた行政の効率化、新たな発展を図ることが可能であり、今後は、情報技術の進展を踏まえた地方分権の在り方を検討すべきではないか。

横光 克彦君（社民）

- 地方自治においては、ボランティアやNPOといったような自立的に行動する市民・団体が果たす役割も重要であり、地方分権の推進にあたっては、地方自治体単独ではなく、地方自治体とこれらの市民・団体との協働も視野に入れた取り組みを行うべきである。

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会（第2回）

参考人： 島 山 襄君

（日本貿易振興会理事長）

質疑者

石川 要三君（自民）	中川 正春君（民主）
赤松 正雄君（公明）	武山百合子君（自由）
山口 富男君（共産）	金子 哲夫君（社民）
西川 太一郎君（保守）	平井 卓也君（自民）
山田 敏雅君（民主）	伊藤 信太郎君（自民）
中川 昭一小委員長	

質疑終了後、自由討議

島山襄参考人からの意見陳述の概要

1. 自由貿易協定（FTA）とは

（1）定義

- 地域経済統合は、経済学者であるバラッサによれば、(a)域内において関税・非関税障壁を撤廃する「自由貿易地域」、(b)メンバー国間においては関税等を撤廃し、対外的には共通関税を設定する「関税同盟」、(c)労働・資本等の生産諸要素の移動を自由化する「共同市場」、(d)マクロ経済政策を統合する「経済同盟」、(e)政治的統合をも含む「完全な統合」の五段階に整理される。

（2）WTOとFTA

- FTAは、非メンバー国に対しては差別的側面を有し、WTOの掲げる「無差別原則」に抵触する可能性がある。WTOは、(a)FTAの措置は、実質上全品目を対象とする、(b)FTA締結後、域外国に対する関税等を引き上げてはならない、(c)経過期間は10年を超えてはならないことを条件に、FTAを許容しているが、この条件を充たすFTAは存在せず、また、WTOによる認定もなされていない。

2. FTAの拡がり

- ガット・ウルグアイラウンドの1990年の閣僚会議の失敗により多国間交渉の難しさが認識され、その結果、FTAへの期待が高まった。また、1992年のEU創設による共同市場誕生を機に、それまで、EUはブロック経済化につながるとしてきたアメリカもNAFTA（北米自由貿易協定）を発足させるに至った。これを契機にFTAは増大し、最近では、FTAA（米州自由貿易地域）構想や、EUによる13カ国を対象とした新加盟国交渉、さらに、中国やアメリカがASEAN諸国と交渉する動き等が見られる。
- 現在、効力を有するFTAは138件であり、GDP上位30カ国中、FTAに加盟していないのは、日本、中国、韓国、台湾、中国香港の5経済のみである。日本においては、シンガポールとの間の「新時代経済連携協定」の今国会提出、韓国との共同研究会の設置の合意等の動きがある

が、FTA が拡大する中で後れをとっている。

3. 日本の立場

(1) WTO への一元化とこのため生じた問題点

- ・これまで日本は、FTA は無差別原則に反し、ブロック経済化につながるとして、自由貿易は WTO により推進すべきとの立場をとってきた。このため、国際的な孤立、国内構造改革の遅れ、新分野における競争と貿易に係る実験の機会の喪失、貿易や投資に係る実害といった結果を招いた。
- ・こうした反省から、今後は、FTA により WTO を補完する「重層体制」へ移行することが必要であると考えられる。

(2) 今後の課題

- ・農産物は、食糧安全保障の観点から一定品目を保護した上で、その他の品目の自由化を進めることが重要であり、また、急変緩和のため経過措置の活用が必要である。
- ・FTA の交渉の際に、経済・産業を担当する官庁が中心となっておりまとめることが必要である。
- ・これまでの相手国の提案を受けての FTA 交渉を改め、政治家のリーダーシップによる主体的な FTA 交渉を通じて日本が国際的なリーダーシップをとることが期待される。

畠山襄参考人に対する質疑の概要

石川要三君（自民）

- ・EU や NAFTA は、その範囲を拡大させつつあるが、FTA が実効的にその機能を果たすことのできる適正規模はどのくらいであると考えるか。
- ・FTA の深化・拡大によって、経済的要素以外の要素に関する考慮も必要となると考えられる。国家主権等の憲法上の検討を要する問題も生じることになるのではないか。
- ・EU と東アジアにおける地域統合プロセスを比較した場合、EU においては、ほぼ同質かつ同規模の国家群の集合であるためその統合が容易であったと考えられる。これに対し、東アジアにおいては、各国間の経済格差等に起因する利害対立、中国等との政治体制の違いに起因する政治的課題、先の大戦に関する歴史認識等に関する歴史的・文化的課題や国民感情等解決すべき問題が山積していると考えられる。日本がそのようなプロセスに参加することには、相当な困難が予想されるのではないか。
- ・ヨーロッパの場合は、軍事同盟である NATO が先に存在し、その後に経済統合プロセスが進められたが、日本が東アジアにおける地域統合プロセスへの参加を目論む場合は、軍事同盟が先に存在するわけではない。この点は、同プロセスにどのように影響すると考えられるか。

中川正春君（民主）

- ・ドイツ基本法においては、国家主権の一部の国際機関への委譲を定めているが、日本国憲法にも、そのような条項を書き込むことが必要ではないか。

- ・参考人は、WTO 一辺倒という戦略から FTA により WTO を補完する「重層体制」への戦略転換がなされ得なかった理由として、無差別原則の尊重等を指摘したが、実際には国内の利害対立や首相のリーダーシップが発揮されなかったことなどに原因があったのではないか。参考人は、このような利害対立の調整には何が必要と考えるか。
- ・日本は、ブロック経済化に対する過度の懸念を払拭し、欧米のように、それを国家戦略の一つとして考えるべきではなかったか。
- ・FTA 等の通商政策を戦略的に進めていく際には、現在の経済産業省ではなく、首相直属の通商代表機関を設置し、これに当たらせるべきではないか。

赤松正雄君（公明）

- ・参考人は、日本は WTO 一辺倒という戦略から FTA により WTO を補完する「重層体制」への戦略転換をなかなかし得なかったことが問題であると指摘したが、逆に、現在の状況を肯定する主張にはどのようなものがあるのか。
- ・政治体制の異なる中国等を抱えるアジアには、EU の統合プロセスはあまり参考にならないのではないか。また、AFTA（東南アジア諸国連合自由貿易地域）の停滞・形骸化に影響を与えていると見られる中国の存在を考えた場合、東アジアの経済統合プロセスは楽観視できるのか。
- ・現在、さまざまな地域で FTA が推進されつつあるが、途上国等にとって、FTA の進展は、冷戦時代に生じた南北問題を解消するものにはならないのではないか。

武山百合子君（自由）

- ・FTA の推進に当たって、現在のような各省庁の割拠主義に基づく締結交渉プロセスから脱却するには、どのような方策が考えられるか。また、そのような現状を打破するためには、首相がリーダーシップを発揮することが必要ではないか。
- ・FTA の推進に際しては、国内の規制緩和だけでなく、対外的な規制も撤廃していくことが重要ではないか。
- ・参考人は、FTA の推進により貿易の自由化を進める場合であっても、「食糧安全保障上守ることが必要な品目」があるとするが、具体的には何か。

山口富男君（共産）

- ・FTA 等の経済協定には、各国の経済主権や経済的基盤を守るために、どのような仕組みがあるのか。
- ・メキシコにおいて、メキシコシティが経済的發展を遂げる一方で中小業者の半数以上が破綻し、その背景にメキシコの NAFTA 加盟があるとの指摘もなされているが、参考人はどのように考えるか。
- ・ASEAN 諸国は、社会体制、経済発展の度合いや宗教等において多様性を有し、同諸国の経済統合である AFTA は、WTO から、「途上国の集合」として認定を受けている。このような状況の中で、シンガポールとの自由貿易協定締結を

はじめとして、ASEAN 諸国の経済統合プロセスに日本が参加していくことに対する ASEAN 諸国の反応は、どのようなものか。

- ・ WTO が加盟各国間の協調に行き詰まりを見せる中で FTA の拡大・深化が進めば、WTO の補完という FTA の位置付けが変化してしまうのではないか。

金子哲夫君（社民）

- ・ 今後、我が国が、さまざまな国と FTA を結ぶこととなると、国際間の人的交流も増えると思われるが、憲法上、外国人の人権について何か改善すべき点はあるか。
- ・ FTA を結ぶことにより、日本において産業の空洞化が進む懸念はないのか。
- ・ 韓国や中国と FTA を締結すること等により経済的な協力関係を深めることは安全保障上も重要であると考えますが、いかがか。

西川太一郎君（保守）

- ・ 中国が 10 年以内に ASEAN と FTA を結ぼうとしており、また、EU や NAFTA がある現状は、ブロック経済の再来とも評価できると思うが、そのような世界情勢の中での日本の「孤立」についてどのように考えるか。
- ・ 日本が FTA の締結等を通じて「経済圏」を形成していくに当たって、農業など国際競争力の弱い産業を含めた形で「産業調整」を行う必要があるのか。
- ・ 今後、さまざまな国と FTA 等の経済協定を締結するに当たっては、経済分野にとどまらず、幅広い分野についての連携が必要であると考えますが、いかがか。

平井卓也君（自民）

- ・ FTA には、「経済安全保障」としての意義もあると思うが、いかがか。
- ・ 日本が対外的な交渉を行う際の外務省とそれ以外の省庁の役割分担が明確ではないと考えるが、例えば「パワー・ポリティックス」に関しては外務省が担当し、それ以外の環境、エネルギー、貧困などの「グローバル・ガバナンス」の分野に関しては、その他の省庁で担当するというような役割分担はいかがか。
- ・ FTA については、韓国との締結を最優先すべきと考えるが、いかがか。
- ・ 知的財産権は FTA の中でどのように位置付けられているのか。また、FTA の締結等に際し、知的財産権について交渉する際に最も問題となる点は何か。

山田敏雅君（民主）

- ・ 私は、農業等の国内産業の保護や産業の空洞化を防ぐ観点から、FTA の締結には否定的である。シンガポールとの FTA については、双方にメリットもデメリットもないからこそ締結できる

と考えているが、参考人はシンガポールとの FTA をどのように評価しているか。

- ・ FTA についていえば、日本は既に「孤立」し、また FTA に対応できるような施策も講じられていない。このような状況を踏まえれば、FTA の推進よりも、ブロック経済化の弊害を取り除くべきであるとの立場をとるべきではないか。
- ・ FTA を締結することよりも、国内産業を守るとともに、産業の空洞化に対応することが重要なのではないか。

伊藤信太郎君（自民）

- ・ 諸外国において、FTA を締結するに当たり、憲法を改正した例はあるのか。
- ・ 憲法前文の国民の「福利」をどのようにとらえるかについては、多様な価値観があると考え。例えば、農業は、産業という面もあるが、環境や文化とも深くかかわりがある問題である。FTA を経済合理性の観点からのみ評価し、これを進めることは必ずしも国民の「福利」に合致しないのではないか。
- ・ FTA の締結に当たり、二酸化炭素の排出権、排他的経済水域や漁業権が問題とされたことはあるか。
- ・ 経済統合の段階が進み、第三者機関に部分的に国家主権を委譲するようなこととなった場合、憲法の国民主権との関係で第三者機関の権力の正統性はどのように担保されるのか。

中川昭一小委員長

- ・ FTA について交渉を進める際に、日本ばかりではなく、各国においても農産物の取扱いがネックとなっているという事実を、参考人はどのように認識しているのか。
- ・ 憲法前文において、全世界の国民がひとしく欠乏から免れるべきことを規定している趣旨に照らして、FTA と発展途上国との関係を、参考人はどのように考えているのか。FTA の締結は、発展途上国にとっては、むしろ先進国との経済格差を拡大するものなのではないか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

伊藤信太郎君（自民）

- ・ 憲法前文の「福利」とは、多様な価値観に基づき、それぞれ判断されるべきものである。したがって、経済合理性の観点からのみ FTA を推進することは、国民の「福利」に資するものではなく、「憲法違反」とも言うべきである。
- ・ FTA が発展して国家主権の一部を国際機関に委譲する事態となれば、憲法改正が不可欠である。

首藤信彦君（民主）

- ・ FTA については、その背景にあるグローバリズムとこれに対するさまざまな評価をいかにとらえるかという「世界観」と、地方分権が一層推進された場合において国家と地域との間に考え方の違いが生じたときにその関係をいかに考え

るかという問題をはじめとする「地域観」とを勘案して、検討を進めなければならない。

山口 富 男君 (共産)

- ・ 経済問題については、平和的生存権、国際協調主義等にとつた憲法的基盤と、自決権及び主権平等に基づく国際法的基盤との両方に軸足を置いた対処がなされなければならない。
- ・ 東アジア地域における経済統合に日本が関与することについては、経済格差、先の大戦に係る後遺症等の解決すべき問題があり、困難が予想されるが、平等・互恵の精神に基づく対応を行っていくべきである。

金子 哲 夫君 (社民)

- ・ 我が国においては、従来、アメリカとの関係が重要視されてきたが、今後、アジア諸国との関係が重要になってくると考える。
- ・ FTA を推進するに当たっては、農業が我が国の伝統・文化や環境問題と密接に関係している点に配慮すべきである。

中村 哲 治君 (民主)

- ・ 21世紀においては、環境問題が重要になってくると考えられる。我が国の農業は、水資源を大切にす文化の中で成り立ってきたものであり、今後、開発途上国の復興を我が国が支援するに当たっては、このような観点が重要になると考える。

平井 卓 也君 (自民)

- ・ 憲法前文ではなく、9条において、我が国の国際社会における位置付けや役割を明確にすべきであり、FTAの推進も、その延長線上にある問題と認識すべきである。
- ・ また、FTAが拡大・深化していくことになれば、日本人としての共通の価値観を維持する観点から、国籍について定める10条に関する議論もせざるを得ない。

山田 敏 雅君 (民主)

- ・ 国際社会における日本の孤立化は、現行憲法と日米安全保障体制の下では当然の結果であり、憲法上の「足枷」が存在するということの証左であると考えられる。

第4回地方公聴会 (沖縄県名護市)

— 意見陳述・一般傍聴申込みの案内 —

- ・ 日 時：H14.4.22 (月) 午後1時～
- ・ 場 所：沖縄県名護市 万国津梁館会議棟
- ・ 派遣委員：中山会長外9名
- ・ 意見陳述者：6名
沖縄県に在住されている方から一般公募を

行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定いたします。

- ・ 一般傍聴：100名程度
各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方(申込みをした本人に限る)の傍聴を団長において許可します。
なお、本人確認のため、身分証の提示を求めるともあります。

今後の開会予定

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H14 4.11 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 参考人：阪本昌成君 (広島大学法学部長)
	午後 2:00	政治機構小委 参考人：大石真君 (京都大学教授)
4.22 (月)	午後 1:00	地方公聴会 (沖縄県名護市)

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・ 受付意見総数：1610件 (3/28現在)
- ・ 媒体別内訳

葉書	1054	封書	261
FAX	161	E-mail	134

- ・ 分野別内訳

前文	31	天皇	70
戦争放棄	1109	権利・義務	47
国会	29	内閣	30
司法	7	財政	10
地方自治	8	改正規定	11
最高法規	7	その他	1055

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。